

3 総合戦略

1 歴代三役・名誉市民

(1) 歴代市長

令和3年4月現在

代	氏名	就任月日	退任年月
初代	小里頼永	明 40. 7	昭 12. 8
2	百瀬興政	昭 12. 8	〃 14. 4
3	百瀬渡	〃 15. 4	〃 19. 4
4	平林盛人	〃 19. 5	〃 20. 3
5	平山泰	〃 20. 7	〃 21. 3
6	赤羽幾一	〃 21. 6	〃 21. 12
7	筒井直久	〃 22. 4	〃 26. 4
8	松岡文七郎	〃 26. 4	〃 32. 1
9	降旗徳弥	〃 32. 3	〃 44. 3
10	深沢松美	〃 44. 3	〃 51. 3
11	和合正治	〃 51. 3	平 4. 3
12	有賀正	平 4. 3	〃 16. 3
13	菅谷昭	〃 16. 3	令 2. 3
14	臥雲義尚	令 2. 3	在職中

(2) 歴代助役

令和3年4月現在

代	氏名	就任月日	退任年月
初代	深澤栄三	明 40. 8	大 2. 8
2	藤原光蔵	大 2. 8	〃 6. 5
3	一志金平	〃 6. 9	〃 10. 9
4	石川矩担	〃 10. 9	昭 4. 9
5	赤羽九市	昭 4. 11	〃 20. 11
6	赤羽幾一	〃 20. 12	〃 21. 6
7	筒井直久	〃 21. 8	〃 22. 3
8	須山文吾	〃 22. 6	〃 24. 12
9	赤尾武芳	〃 24. 12	〃 29. 3
10	下条寛一	〃 29. 3	〃 33. 3
11	北沢安生	〃 34. 1	〃 42. 1
12	早崎茂春	〃 37. 12	〃 44. 3
13	杉山治人	〃 42. 2	〃 44. 3
14	和合正治	〃 44. 5	〃 51. 3
15	高木梶吉	〃 51. 5	〃 53. 4

16	上	村	長	〃	53. 5	〃	55. 5	
17	小	林	清	完	〃	55. 5	〃	59. 5
18	大	友	博	幸	〃	59. 7	平	4. 3
19	松	村	好	雄	平	4. 7	〃	12. 6
20	萩	原	寿	郎	〃	12. 7	〃	16. 6
21	坪	田	明	男	〃	16. 7	〃	19. 3

(3) 歴代副市長

令和3年4月現在

代	氏	名	就任月日	退任年月		
初代	坪	田	明	男	平 19. 4	令 2. 3
2	嵯	峨	宏	一	令 2. 4	在職中
3	宮	之	本	伸	〃 2. 10	在職中

(4) 歴代収入役

令和3年4月現在

代	氏	名	就任月日	退任年月		
初代	服	部	築	膳	明 40. 8	大 9. 10
2	川	合	康	午	大 9. 11	昭 3. 9
3	都	築	真	菊	昭 3. 9	〃 19. 9
4	真	島	善	三	〃 19. 10	〃 21. 8
5	深	沢	権	重	〃 22. 10	〃 26. 3
6	真	島	長	一	〃 26. 6	〃 34. 5
7	杉	山	治	人	〃 34. 7	〃 42. 2
8	岩	崎	鉄	男	〃 42. 2	〃 44. 3
9	上	村		長	〃 44. 6	〃 53. 5
10	小	林	清	完	〃 53. 5	〃 55. 5
11	赤	羽		誠	〃 55. 5	〃 59. 5
12	窪	田		登	〃 59. 7	〃 62. 8
13	小	平	靖	彦	〃 62. 10	平 4. 3
14	新	井	計	夫	平 4. 7	〃 12. 6
15	坪	田	明	男	〃 12. 7	〃 16. 6
16	市	川	博	美	〃 16. 10	〃 19. 3

(5) 名誉市民

(令和3年4月1日現在)

No	氏名	生年月日	推戴年月日	主要経歴等	備考
1	J・ブラッケン・リー	1891年 1月 7日	昭和40年10月3日	米国ユタ州知事 米国ソルトレーク市長	1996年10月20日逝去
2	アルバート・レイ・オルピン	1898年 6月 1日	〃	米国ユタ大学名誉総長	1983年 3月 7日逝去
3	アール・J・グレード	1885年12月 2日	〃	米国ソルトレーク市長	1966年 9月13日逝去
4	笠井喜彦	1890年 9月25日	〃	米国ソルトレーク市民 保険会社支社長	1966年 1月29日逝去
5	寺澤国子	1896年 7月 8日	〃	米国ソルトレーク市民 ユタ日報社長	1991年 8月 2日逝去
6	金子 小一郎	明治28年 2月19日	〃	藤沢市長	昭和58年10月16日逝去
7	戸田康英	明治44年 4月30日	昭和43年11月 3日	東宮侍従長	昭和52年 4月 2日逝去
8	吉田豊信	明治44年 4月30日	〃	姫路市長	昭和59年 7月21日逝去
9	鈴木雅次	明治22年 3月 6日	昭和44年11月 3日	日本大学名誉教授	昭和62年 5月28日逝去
10	降旗徳弥	明治31年 9月18日	昭和49年11月 1日	松本市長 通信大臣	平成7年 9月 5日逝去
11	元仲辰郎	明治44年 4月17日	〃	高山市長	昭和50年 2月11日逝去
12	葉山 峻	昭和 8年 5月 1日	〃	藤沢市長	平成22年 3月13日逝去
13	エドウィン・ジャコブ・ガーン	1932年10月12日	〃	米国ソルトレーク市長 上院議員	
14	鈴木 鎮一	明治31年10月18日	昭和54年11月 1日	才能教育研究会会長	平成10年 1月26日逝去
15	テッド・L・ウイルソン	1939年 5月18日	昭和63年11月 2日	米国ソルトレーク市長	
16	パルマー・A・デポーリス	1945年 1月17日	〃	米国ソルトレーク市長	
17	戸谷松司	大正10年 6月30日	〃	姫路市長	平成11年 6月26日逝去
18	平田吉郎	大正 9年 2月 1日	〃	高山市長	平成29年4月20日逝去
19	和合正治	大正 6年 2月27日	平成 5年 7月16日	松本市長	平成16年 3月 7日逝去
20	ディーディー・コラディニ	1944年 4月11日	〃	米国ソルトレーク市長	2015年 3月 1日逝去
21	プレム・ラル・シン	1942年 3月23日	〃	ネパール王国カトマंडゥ市長	
22	日下部 尚	昭和 4年 8月26日	平成 6年 7月19日	高山市長	平成 6年 7月19日逝去
23	堀川和洋	昭和17年 7月 8日	平成 8年 7月27日	姫路市長	平成16年 8月 4日逝去
24	上條周一(信山)	明治40年 9月20日	平成 8年 8月22日	書家	平成 9年 2月12日逝去
25	小澤征爾	昭和10年 9月 1日	平成 8年 9月 8日	指揮者	
26	田村一男	明治37年12月 4日	平成 9年 3月 8日	洋画家	平成 9年 7月10日逝去
27	山本捷雄	昭和19年 7月 9日	平成 9年11月 1日	藤沢市長	
28	ロス・C・アンダーソン	1951年 9月 9日	平成14年 2月 8日	米国ソルトレーク市長	
29	石見利勝	昭和16年 8月14日	平成18年11月 2日	姫路市長	
30	有賀正	昭和 6年 4月29日	平成20年11月 1日	松本市長	平成29年4月22日逝去
31	草間彌生	昭和 4年 3月22日	〃	前衛芸術家	
32	海老根 靖典	昭和30年 8月17日	平成21年11月 1日	藤沢市長	
33	十八代目 中村勘三郎	昭和30年 5月30日	平成24年12月 5日	歌舞伎俳優	平成24年12月 5日逝去
34	ラルフ・ベッカー	1952年 5月30日	平成25年 7月22日	米国ソルトレーク市長	
35	鈴木恒夫	昭和25年 1月 3日	平成25年11月 1日	藤沢市長	
36	清元秀泰	昭和39年 1月 1日	令和 2年11月 1日	姫路市長	

2 松本の「シンカ」をめざして

人口減少社会においても持続可能な、松本の地域特性を最大限にいかした、松本らしい循環型社会を実現するためのまちづくりの方針を定める総合計画を令和3年8月に策定しました。

(1) 基本構想 2030（令和3年2月定例会 議決）

ア 概要

基本構想は、松本市民が目指す基本理念と、実現に向けた行動目標を示し、市民と行政が共に取り組む、まちづくりの方針を示すものです。

50年先、100年先の将来を見据え、これまでの慣例や固定観念にとらわれることなく、「何のために、何をする」を意識し、社会情勢の変化に柔軟に対応していくとともに、改めて「人」を中心としたまちづくりのあり方を考え、人と自然や都市との関係をつなぎ直し、松本の地域特性を最大限に活かした循環型社会を実現することを目指します。

イ 計画期間

令和3年度（2021年度）～令和12年度（2030年度）

ウ 基本理念

岳 自然豊かな環境に感謝し

楽 文化・芸術を楽しみ

学 共に生涯学び続ける

ことにより、三ガク都に象徴される松本らしさを「シンカ」（進化・深化）させる。

エ 基本目標

基本理念の実現に向けて、市民と行政が共に取り組む、5つの行動目標

- ・ みとめる
自分らしく生き、支え合う
- ・ まなぶ
共にはぐくみ、学ぶ
- ・ いかす
自然・歴史・文化の恵みを受け継ぎ、磨く
- ・ つなぐ
人・街・自然をつなぎ直し、未来に贈る
- ・ いどむ
新たな価値を創造し、常に進化する

オ キャッチフレーズ

豊かさと幸せに 挑み続ける 三ガク都

(2) 第11次基本計画

ア 概要

基本構想で定めた基本理念の下、この5年で「何のために何をする」のかを明らかにし、具体的な政策の方向性や基本施策を体系的に示す、基本構想 2030 の実現を目指す前期計画として策定しました。

イ 計画期間

令和3年度（2021年度）～令和7年度（2025年度）

ウ 計画策定の視点と構成

(ア) 「何のために」・・・第11次基本計画の目的

- ・ 一人ひとりが豊かさと幸せを実感できるまちをつくる。
- ・ 松本の地域特性を活かした循環型社会を実現する。
- ・ 三ガク都に象徴される松本らしさを「シンカ」させる。
- ・ 市民の具体的な行動（アクション）を支える。

(イ) 「何をする」・・・政策の方向性と重点戦略及び基本施策

【政策の方向性】

「人」を中心としたまちづくりのあり方を3つの階層に分けて整理し、これを「政策の方向性」として、松本のまちのシンカに挑む。

- ・ まちの土台になる「安全・安心」のシンカ
安全・安心で健やかに暮らし続けるために、未来に続く、しなやかなまちをつくる。
- ・ まちの主役になる「ひと・地域」のシンカ
ひとや地域の新たなチャレンジを後押しするために、共に育み、支え、学び続けることのできるまちをつくる。
- ・ まちの豊かさになる「価値・魅力」のシンカ
新たな価値や魅力を創出するために、ひとや地域のポテンシャルを最大限に活かしたまちをつくる。

【重点戦略】

「ゼロカーボン」と「DX・デジタル化」を重点戦略として位置付け、政策を推進する。

- ・ ゼロカーボン
地球規模の最重要課題であり、まちづくりの大原則となるゼロカーボンを推進
- ・ DX・デジタル化
まちのシンカを加速するためのDX・デジタル化

【基本施策】

5年間で注力すべき主要な取組み（47施策）

- ・ 政策の方向性を全ての施策に共通する横串として位置付け
- ・ 組織としてより実行力を持って取り組むため、7つの政策分野に整理

(3) 地方創生の取組み

ア 松本版地方創生総合戦略

国の長期ビジョン及び総合戦略を勘案し、平成27年10月に『「健康寿命延伸都市・松本」地方創生総合戦略』（平成27年度～令和2年度）を策定。令和3年度からの第2期松本版地方創生総合戦略は、第11次基本計画と統合しました。

イ 地方創生事業の推進

「地方創生推進交付金」や「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」の活用を一層図り、地方創生の取組みを推進します。

【令和2年度の取組状況】

- ・ 地方創生推進交付金活用事業

松本広域圏しごと創生事業（令和2年度まで）

アルプスの恵みを食卓へ 信州まつもと農商工連携プロジェクト（令和3年度も継続）

・地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）

ウ 進行管理

重要業績評価指標（KPI）による適切な進行管理を行います。

3 庁議の運営

(1) 機能

市政の円滑な運営を図るための庁内の最高協議機関としています。

(2) 定例庁議

原則毎月第1・3火曜日に開催。令和2年度開催回数23回

(3) 臨時庁議

必要に応じて開催。令和2年度開催回数4回

4 行政評価

(1) 趣旨

平成14年度に行政評価制度を導入し、主要な事務事業や基本施策に対する評価の実施により、市民本位の市政運営に取り組んできました。

平成24年度からは新たな手法による行政評価を導入し、また、平成29年度からは、第10次基本計画の着実な推進を目的に、施策の成果目標及び進捗管理指標の把握を目的とした新たなシステムによる行政評価に取り組んでいます。

(2) 主な経過

平成14年度～ 事務事業評価を開始。第三者評価機関として、市民委員会を設置

平成16年度～ 施策評価を開始

平成23年度 新行政評価システム検討専門部会を設置し、見直しを実施

平成24年度 新たな手法による行政評価を実施（全事務事業を評価）（以後、毎年実施）

平成28年度 第10次基本計画を策定したことに伴い、手法の見直しを実施

平成29年度～ 第10次基本計画の着実な推進を目的に、施策の成果目標及び進捗管理指標の把握を目的とした新たなシステムによる行政評価を実施

(3) 行政評価の位置付け

PDCAにおけるC（チェック）機能として、内部統制による「事業の選択と集中」の具現化を図るものです。

(4) 目的

ア 成果を重視した評価によって事務事業を明確にすることにより、総合計画の更なる推進、事務事業の効率的な実施等を図ります。

イ 事務事業の目的や成果を市民に公表することにより、行政の説明責任を果たします。

(5) 内部評価

「事業の狙い」、「事業の内容・実績」、「指標の達成状況」、「コスト」、「現状に対する認識」を明確にし、事務事業の実施担当課が評価を実施します。

(6) 外部評価（市民評価）

市が自ら実施した内部評価を基に、施策の進捗状況を客観的な視点から検証します。

(7) 今後の取組み

令和4年度以降の第11次基本計画に対する行政評価は、内部評価及び外部評価の実施手法を検討します。

5 ユニバーサルデザインの推進

(1) 趣旨

誰もが安心して暮らせるよう、ユニバーサルデザインの考え方を市の施策や事業に取り入れるとともに、松本市ユニバーサルデザイン推進基本指針を策定し、総合的・庁内横断的に推進しているものです。

(2) 主な経過

平成17年	2月24日	松本市ユニバーサルデザイン庁内検討委員会を設置
	12月15日	松本市ユニバーサルデザイン基本方針を策定
平成18年	11月30日	松本市ユニバーサルデザイン推進市民懇談会を設置
平成19年	7月13日	松本市ユニバーサルデザイン基本指針策定委員会を設置
	8月25～26日	第1回全国ユニバーサルデザイン市区町村シンポジウムを開催
平成20年	5月26日	松本市ユニバーサルデザイン推進基本指針を策定
平成28年	6月3日	松本市ユニバーサルデザイン推進会議を設置

(3) 今後の取組み

(一社)まつもとユニバーサルデザイン研究会と連携し、松本市ユニバーサルデザイン推進会議を活用しながら、さらに市民意識の醸成、意識啓発を図っていきます。

6 地元県議会議員との懇談会の開催

(1) 目的

当面する、市政の重点事業に対する課題及び懸案事項について意見交換を行うため、地元県議会議員との懇談会を開催しました。

(2) 懇談会

令和2年度の意見交換項目は9件、市政の重要課題項目は37件でした。

地元県議会議員と重点事業の課題等を共有し、事業推進への協力を依頼しました。

7 過疎及び辺地対策

(1) 目的

過疎及び辺地の自立支援を目的に、計画策定及び進行管理等を実施しました。

(2) 主な実施内容

- ア 松本市過疎地域自立促進計画（平成 28～令和 2 年度）の進行管理
- イ 松本市辺地対策総合整備計画（令和元～3 年度）の進行管理
- ウ 過疎及び辺地に係る各年度の起債申請

8 市役所新庁舎建設計画の推進

(1) 趣 旨

老朽化、狭あい化等の問題を抱える市役所庁舎について、新庁舎の建設計画を推進するものです。

(2) 主な経過

- 平成 27 年度 新庁舎建設検討庁内委員会を設置し、庁舎建設の検討を開始
- 28 年度 総合計画（第 10 次基本計画）に新庁舎建設を位置付け
- 29 年度 市議会の了承を得て、現在地を新庁舎の建設場所に選定
- 30 年度 新庁舎建設基本構想を策定
- 令和 元 年度 新庁舎建設基本計画を策定

(3) 今後の取組み

広範にわたる市域や地域特性、デジタル化の更なる進展、リスク分散など、様々な視点を総合的に踏まえた上で、検討を進めます。

9 民間との共創の推進

(1) 趣 旨

民間の持つ活力やアイデアを生かし、市政課題の解決や市民サービスの向上につながる事業の創出を図ります。

(2) 主な実施内容

民間企業と連携協定を締結し、事業の創出に向けた協議を実施

10 広域行政

(1) 広域市町村圏

- ア 圏域の名称 松本地域広域市町村圏
- イ 指定年月日 昭和 46 年 7 月 15 日
- ウ 構成市町村 松本市、塩尻市、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村
(3 市 5 村 計 8 市村)
- エ 面 積 1,869.14 ㎡ (東西 52 km、南北 73 km)
- オ 人 口 424,441 人 (平成 27 年国勢調査数値)

(2) 圏域内の広域行政組織（松本市加入分）

- ア 松本広域連合（後記 11 に記載のとおり）
- イ 松本市・山形村・朝日村中学校組合（中学校の設置等に関する事務。1 市 2 村）

- ウ 松塩筑木曾老人福祉施設組合（老人福祉施設の設置等に関する事務。3市3町8村）
- エ 安曇野市・松本市山林組合（山林の管理経営に関する事務。2市）
- オ 松塩地区広域施設組合（ごみ処理施設及びし尿処理施設の設置等に関する事務。2市2村）
- カ 安曇野松筑広域環境施設組合（火葬場の設置等に関する事務。2市4村）
- キ 松塩安筑老人福祉施設組合（老人福祉施設の設置等に関する事務。3市5村）
- ク 安曇野・松本行政事務組合（広域排水路の維持管理等に関する事務。2市）

11 広域連合

- (1) 名 称 松本広域連合
- (2) 設置年月日 平成11年2月1日
- (3) 構成団体 松本市、塩尻市、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村
(3市5村 計8市村)
- (4) 共同処理する事務
 - ア 松本地域の広域行政の推進に関する事務
 - イ 松本地域ふるさと基金を活用する事業の実施に関する事務
 - ウ 広域的な観光振興に関する事務
 - エ 旧伝染病舎跡地の管理に関する事務
 - オ 消防に関する事務
 - カ 火薬類の譲渡、譲受及び消費の許可等に関する事務
 - キ 液化石油ガス設備工事の届出に関する事務
 - ク 介護認定審査会の設置及び運営に関する事務
 - ケ 障害支援区分認定審査会の設置及び運営に関する事務
 - コ 広域的なごみ処理の対応に関する事務
 - サ 職員の共同研修及び派遣研修に関する事務
 - シ 次に掲げる事項についての調査研究に関する事務
 - (ア) 地方分権に関すること。
 - (イ) 広域的な地域情報化に関すること。
 - (ウ) 広域的な保健福祉に関すること。 等

12 中核市移行の取組み

- (1) 趣 旨

多様化する市民ニーズや地域の課題に的確に対応し、都市として高度な自主性と自立性を備え、持続可能な行政運営を行うため、中核市へ移行するものです。
- (2) 主な経過

平成28年	11月	4日	松本市長が長野県知事に対して中核市移行の協力を要請
		24日	松本市の中核市移行に関する県・市連絡会議を設置
平成29年	5月	9日	「中核市移行に関する基本的な考え方」を策定

平成 30 年	2 月 14 日	「中核市移行に関する検討結果報告書」を策定
	5 月 9 日	「中核市移行の方針」を策定
	9 月 3 日	松本市議会議員協議会で移行期日（令和 3 年 4 月 1 日）について協議し、了承
	10 月 1 日	松本市政策部に中核市推進室を設置
	12 月 25 日	「長野県・長野市・松本市の保健衛生行政における連携強化に関する協定」を締結
平成 31 年	4 月 1 日	県から公衆衛生医師の派遣を開始 県及び長野市へ、事務職 1 名、保健師 2 名、薬剤師 3 名、獣医師 4 名の派遣研修を開始
令和 2 年	3 月 6 日	松本市議会 2 月定例会で中核市の指定に係る申出議案の議決
	3 月 12 日	松本市長が長野県知事に中核市の指定申出に係る同意申入れ
	7 月 29 日	松本市長から総務大臣に、中核市指定の申出
	10 月 14 日	松本市を中核市に指定する政令が交付
令和 3 年	3 月 30 日	松本市長と県知事で事務引継ぎ式を実施
	4 月 1 日	中核市へ移行

(3) 今後の取組み

ア 市保健所の運営に当たり、直面する新型コロナウイルスへの対応に特に注力し、松本保健福祉事務所をはじめ、県や各医療機関と更なる連携体制の強化を図り、市民一人ひとりの命と健康を守る取組みを進めます。

イ 職員個々の資質、レベル、専門性をより一層高めることで、移譲された事務を的確に執行し、主体的なまちづくりと市民サービスの更なる向上を推進します。

13 広報

区分	回数・部数	規格	内容	令和 3 年度 予算(千円)
広報まつもと	毎月 1 回(1 日)、 90,200 部	A4 版平均 33 頁	市政の概要、課題、できごと、お知らせを掲載するもの	43,067
〃(点字版)	毎月 1 回	〃 平均 28 頁	点字の読める視覚障害者への広報ダイジェスト版	675
声の広報	毎月 1 回	カセットテープ、CD	点字の読めない視覚障害者への広報ダイジェスト版	489
ラジオ放送	週 2 回	15 分番組	市政の概要、課題、できごと、お知らせを放送するもの	3,476
	年 28 本	5 分番組		
	週 5 日、1 日 2 回	1 分番組		
松本市行政チャンネル	毎日	24 時間	市政ニュース、市長記者会見、議会中継など	12,700
市政ニュース	年 1 本	25 分 DVD	その年の主なできごと	770

14 地域情報化の推進

(1) 松本市新情報化基本計画

「松本市総合計画」基本構想の実現及びICTを利活用した行政サービスの向上と地域の活性化に向け、情報化政策を総合的かつ計画的に実施するため策定した「松本市新情報化基本計画」を基に、市内に情報化推進委員会及びテーマ別利活用検討部会を設置し、重点施策に関する具体的な取組みについて検討を進めました。

なお、令和3年度で計画期間満了を迎えるため、同年度内に後継計画として松本市DX戦略を策定予定です。

(主な取組み)

ア 目標値(KPI)の進捗管理

イ 重点項目に関する検討

(ア) マイナンバー利活用

(イ) SNS利活用

(ロ) 公共Wi-Fi整備

(ハ) テレワーク推進

(ニ) AI利活用

(2) スーパーシティ構想

市民一人ひとりの豊かさと幸せ、そして、松本市の未来につなぐため、国家戦略特別区域(スーパーシティ型)の指定に向けた取組みを進めました。

ア 名称

世界に先駆けるスーパーシティ松本 ～市民と地球のいのちを守る～

イ 対象区域

松本市全域

ウ 提案内容

(ア) サステナブルな医療・福祉・健康づくり

一人ひとりが自らの生涯にわたる健康データを管理・活用(電子生涯健康手帳)することにより、健康増進、予防、診療、介護、救急医療や災害時など様々な局面で、個人に合った良質なサービスを受けることを可能にします。

また、医療機器の軽量化を図り、車両自体を診療所化することで、電子生涯健康手帳との相乗効果を生み出します

(イ) 100%カーボンニュートラルな自立分散型まちづくり

山側の小水力・木質バイオマス・地熱や、街側の太陽光・地中熱・ごみ発電など、再生可能エネルギーを積極的に導入します。

また、再生可能エネルギー由来の電気を電力系統に接続する際の問題を解消し、安定的な電力供給の仕組みをつくります。

エ 令和3年度の予定

(ア) 内閣府等によるヒアリング及び書類審査

(イ) 審査結果をもとに、国がスーパーシティ型特区の区域指定（政令閣議決定）

(3) 公共施設案内・予約システムの再構築

利用者側におけるICT環境の変化（スマートフォン利用）等への対応や情報セキュリティ対策強化のため、業務システム最適化の考え方に準じた再構築を行い、運用を行っています（令和2年4月運用開始）。

(4) 公共Wi-Fi環境の整備

ICTを活用した市民の安全安心の確保に向け、公共施設への公共Wi-Fi（公衆無線LAN環境）を整備し、運用を行っています。

ア これまでの整備状況

地区公民館35館及び勤労者福祉センター（平成30年度）、総合体育館ほか3体育館（中央、西部、南部）、駅前会館、浅間温泉文化センター（令和元年度）

イ 令和3年度の整備予定

梓川支所、中央保健センター、西部保健センター

(5) デジタル格差対策

ア 上高地における通信環境の改善

(ア) 屋外公衆無線LAN環境の整備

観光客・登山客等の通信手段確保のため、令和2年度に、明神館、穂高神社、徳沢園、横尾山荘へ公衆無線LAN環境を整備して運用しています。

(イ) 携帯電話不感地エリア解消対策

大手携帯電話事業者3社との協定に基づく協力体制のもと、大正池地区、明神地区、徳沢地区、横尾地区のエリア化は完了しています。

今後は、地元要望である山岳地帯における不感地解消の実現に向け、大手携帯電話事業者のほか、環境省、国土交通省及び地元関係者と調整を進めています。

(ウ) 通信インフラ環境の改善

架空配線している徳沢から横尾地区間の光回線を、アルプスリゾート整備本部が進める管理用道路の整備に合わせて地下埋設化するため、NTT東日本との協定に基づく協力体制のもと、許認可等関係機関との調整を進めています。

イ 「誰も置き去りにしない」デジタル化を念頭に、高齢者などデジタル利用の不得手な方への格差解消に焦点をあて、習得機会の創出に努めていきます。

(6) 官民連携の推進

多様化する市民のニーズや地域の課題解決のため、松本市のデジタル化に意欲のある企業、研究機関等を本市のパートナーとして広く募集をし、官民連携によるスマートシティの実現の取組みを進めます。

15 電子自治体の推進

(1) 庁内業務システム等の運用

ア 業務システムの管理運用

平成 26 年 9 月のホストコンピュータ廃止によりオープン化したシステムの安定運用に努めています。

- (ア) 庁内情報システム 平成 24 年 4 月稼働 (平成 29 年 4 月契約更新)
- (イ) 財務会計システム 平成 24 年 4 月稼働 (平成 29 年 4 月契約更新)
- (ウ) 住民系情報システム 平成 24 年 6 月稼働 (平成 30 年 10 月契約更新)
- (エ) 市税系情報システム 平成 25 年 11 月稼働 (令和元年 7 月契約更新)
- (オ) 健康福祉部系システム 平成 29 年 7 月稼働
- (カ) こども部系システム 平成 30 年 7 月稼働

イ ICTガバナンスの強化

平成 27 年度から採用している情報政策幹 (CIO 補佐官) を中心に、マネジメント体制を再構築し、ICTガバナンスの取組みを進めています。

- (ア) ICTマネジメントルールの運用
- (イ) 情報セキュリティ対策、BCP 対策
- (ウ) ICT調達ルールの見直し
- (エ) 職員研修の実施による ICT調達管理手法の定着化

(2) 情報セキュリティ対策の強化

ア 仮想化技術を利用した情報セキュリティ対策

住民記録、市税、福祉業務等に利用する業務系端末からの情報漏えい防止のため、平成 26 年度に構築した端末仮想基盤について、全端末で利用する基盤へ再構築を行いました (令和元年 10 月稼働)。

財務会計等内部事務で利用している情報系端末についても仮想化環境への移行を進め、情報セキュリティを強化し、テレワークにも対応できる ICT 利用環境への転換を進めます。

イ 自治体システム強靱化への対応

国が示す「自治体システム強靱化モデル」を参考に、自治体セキュリティクラウドの運用等、情報セキュリティ対策に取り組んでいます。

(3) 社会保障・税番号制度への対応

社会保障・税番号制度については、平成 29 年 11 月から本格運用が始まり、令和元年度には、住民票等への旧姓併記のシステム改修を行いました。今後も、標準レイアウトの改版等が予定されていることから、必要なシステム改修等を行うとともに、マイナンバーカードを利用した新たなサービス等の検討を行います。

合わせて、番号利用事務におけるセキュリティ対策として安全管理措置研修を実施し、個人情報情報を適切に管理する環境を整えています。

(4) テレワークの推進

アフターコロナ、ウィズコロナ時代における働き方の新しいスタイルに対応するため、タブレットパソコンの配備、サテライトオフィスの充実、松本市役所テレワークデイズの実施など、テレワーク (サテライト勤務、モバイルワーク、在宅勤務) を推進しました。今後も継続してテレワークを推進し、働き方の新しいスタイルとワークライフバランスの定着に繋がります。

(5) テレビ会議環境の充実

コロナ渦において、テレビ会議の需要が急速に高まりを見せたため、本庁舎、大手事務所にテレビ会議室を設置するなど利用環境を整えました。さらに今後は、出先機関職員との円滑なコミュニケーションの促進と会議などの効率化を図るため、庁内会議のテレビ会議化を進めます。

16 松本城三の丸エリアビジョン

(1) 目的

世界水準の歴史観光エリアの実現を公民連携で目指すため、市民や各分野の専門家を交えて、松本城三の丸エリアビジョンを策定し、その具現化に向けた取り組みを推進します。

(2) 主な経過

平成26年度 松本城三の丸地区整備基本方針を策定

(3) 今後の取り組み

令和3年度末を目指して、松本城三の丸エリアビジョンの策定に取り組みます。

17 松本城南・西外堀復元事業

(1) 目的

松本城南・西外堀復元事業、内環状北線整備事業等を一体的に進め、松本城を中心とした歴史的風致維持向上を図るとともに、安全・安心で快適な交通環境を構築するなかで、「国宝松本城と城下町の歴史を生かした、水と緑とにぎわいのあるまち」を目指します。

(2) 主な経過

松本城南・西外堀の復元は、30年来の懸案事項であり、「松本城およびその周辺整備計画」では、外堀の史跡化を図るとともに、内環状北線整備と一体化し、地元の理解と協力を得て復元すると位置付けています。

事業に当たっては、地元の意見を伺いながら慎重に進めます。

昭和52年度	「松本城中央公園整備計画」で外堀復元の基本方針を決定
平成11年度	「松本城およびその周辺整備計画」を策定
平成18年度	文化庁の指導により発掘を実施
平成20年度	関係地権者に個別意向調査を実施
平成21年度	史跡範囲を決めるための測量調査を実施
平成22年度	地元説明会を5回開催し、南・西外堀復元計画及び内環状北線（先線）の整備計画の素案を研究
平成23年度	地権者等全ての関係者に対し、権利調査及び意向調査実施 歴史的風致維持向上計画策定（大臣認定） 松本城南・西外堀復元に係る事業計画を策定
平成24年度	都市計画公園区域変更 文部科学大臣が南・西外堀の一部を史跡松本城に追加指定
平成25年度	事業用地取得を開始（令和2年度末 用地取得率約67%）
平成29年度	史跡松本城の追加指定について民地部分が100%史跡指定となる
平成30年度	事業方針を堀復元から平面整備へと変更

令和 2 年度

市議会 6 月定例会において、堀復元のための調査、研究を進める
考えを表明

城西 2 丁目（医師会館跡地）の代替地整備に着手

(3) 今後の取組み

ア 令和 4 年度までに用地取得が完了するよう、取り組みます。

イ 平成 31 年 4 月の土壤汚染対策法改正を踏まえ、水をたたえた堀の復元に向けた調査・研究を進めます。

18 歴史的風致維持向上計画

(1) 目的

松本市では、地理的特徴を活かし、暮らしてきた人々の知恵によって生み出され、引継がれてきた活動が、城下町の町割や歴史的建造物と相まって歴史的風致を形成しています。

しかし、効率を優先した都市基盤整備により、歴史的街並み、伝統文化の消失や、住民のつながりの弱体化により、伝統文化の継承が困難になってきています。

郷土の歴史や、地域の文化を保存活用し、次代へ引継ぐことが重要であり、歴史的建造物は、積極的な活用をすることが求められています。

このため、松本市固有の歴史的風致の維持向上を図ることを目的に、「松本市歴史的風致維持向上計画」を策定し、平成 23 年 6 月 8 日に国により認定されました。

(2) 主な経過

平成 20 年 5 月 「歴史まちづくり法」が施行

平成 22 年度 「松本市歴史的風致維持向上計画」を策定

平成 23 年 5 月 「松本市歴史的風致維持向上計画」の認定を申請

平成 23 年 6 月 「松本市歴史的風致維持向上計画」を国が認定

平成 29 年 3 月 「松本市歴史的風致維持向上計画」を国が変更認定

令和 2 年 3 月 「松本市歴史的風致維持向上計画」を国が変更認定

令和 2 年度 「松本市歴史的風致維持向上計画（第 2 期）」の策定に着手

(3) 今後の取組み

引き続き歴史的風致の維持・向上を図るため、計画に記載した各種事業を進めるとともに、歴史的風致と調和した景観の形成に努めます。

19 世界に冠たる山岳リゾートの実現

(1) 趣旨

旅行者の満足度を高め、リピート化や滞在型に繋げるため、世界基準の観光資源を活かし、上質で安心・安全な山岳リゾートの実現を目指すものです。

(2) 主な経過

昭和 50 年 県道上高地線マイカー規制（夏季のみ）

平成 8 年 県道上高地線マイカー規制（通年）

- 平成15年 5月 県道乗鞍岳線マイカー規制
- 平成28年 8月 第1回「山の日」記念全国大会開催（上高地）
- 令和3年 3月 環境省が松本市と高山市を結ぶ「Big Bridge 構想」を練りこんだ、利用推進プログラム2025を策定
- 3月 乗鞍高原ビジョン「のりくら高原ミライズ」を策定し、脱炭素、脱プラスチックを明記し宣言
- 3月 環境省が乗鞍高原をゼロカーボンパーク全国第1号に認定
- 4月 アルプスリゾート整備本部を設置

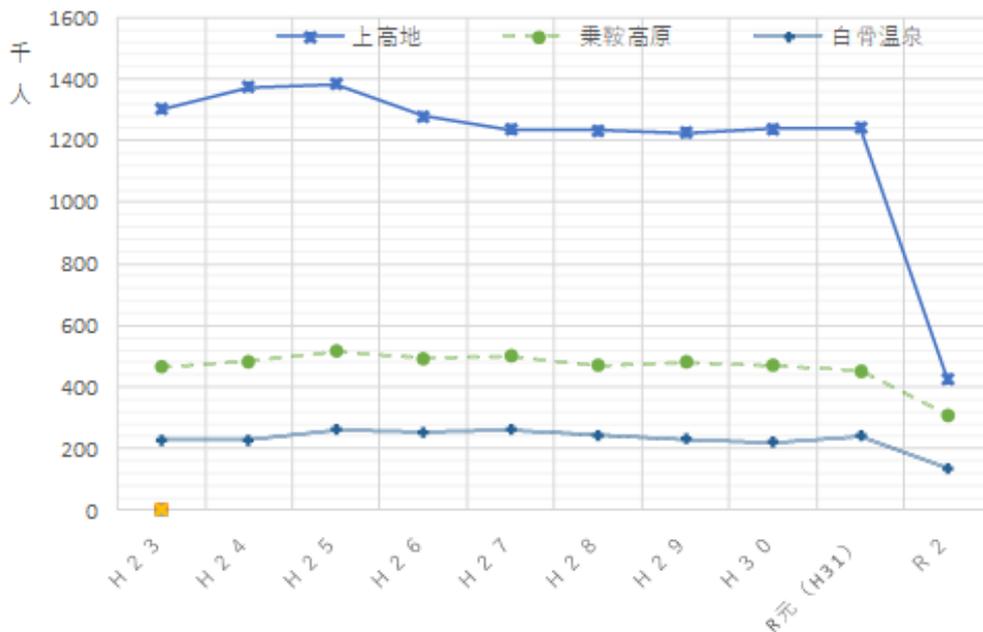
(3) 今後の取組み

- ア 松本市と高山市を繋ぐ、多彩で上質な体験と滞在ができる魅力的な観光ルートの創出
- イ 岳都・松本ブランディングの推進のため、山や自然をキーワードに幅広い世代に魅力発信とコンテンツの磨き上げの実施
- ウ ゼロカーボンパーク第1号の乗鞍から始動し、エリア全体でもゼロカーボンの取組みを推進
- エ 持続可能な観光地のために、利用と保全の両輪の観点から自然保護に配慮した観光の推進
- オ 国立公園として自然環境や景観の保全を図りつつ、防災・減災対策及び適切な管理道路の整備
- カ 環境配慮型の施設整備の推進
- キ 安全で快適な滞在のための施設整備及び交通アクセスの充実化等のインフラ整備の推進

20 観光地利用者数

(単位：千人、延べ人数)

区分	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
奈川温泉	27	28	33	34	36	34	32	30	33	22
奈川渡ダム	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
奈川高原	129	97	101	91	97	85	94	92	86	66
上高地	1,301	1,374	1,385	1,278	1,237	1,233	1,226	1,238	1,241	427
乗鞍高原	467	482	516	493	501	471	481	470	453	311
白骨温泉	228	227	262	254	261	244	231	220	241	137
小計	2,152	2,208	2,297	2,150	2,132	2,067	2,064	2,050	2,054	963



21 観光関係団体補助

(主なもの)

名称	構成	団体の予算額 (R2)	市の負担金 又は補助金
(一社) 松本市アルプス山岳郷	1市8団体20企業	千円 23,998	千円 6,340
(株) ふるさと奈川	5部門9役員18社員	132,000	3,500

22 いがやレクリエーションランド

市民の余暇の利用と福祉の増進を図るために設置されたレクリエーション施設です。乗鞍地域が抱える観光の課題を解決する拠点、また、地域の観光産業を支援し活性化するための施設として平成30年度にリニューアルオープンしました。

- (1) 位置 松本市安曇 3994 番地 21
- (2) 面積 15.2ha
- (3) 施設内容
 - ・建物 レストラン、レンタルハウス、施設管理棟、野外ステージ、浄化槽棟、便所棟、器具庫、駐車場等
 - ・施設 ジップライン、マウンテンバイクコース、マレットゴルフ場、フィッシングパーク、キャンピングカー専用駐車サイト、オートキャンプ場、アドベンチャーパーク、芝生大広場キャンプ、番所屋内多目的広場
- (4) 事業費 5億300万円
- (5) 工期 平成28年9月1日～平成30年3月16日
- (6) 運営内容
 - ・開場期間 4月下旬～11月下旬

- ・開場時間 午前9時～午後5時
- ・休 場 日 火曜日（休日の場合は翌日）
- ・使 用 料

区分		金額
ジップライン	1回券	中学生以上 1,010円 小学生 610円
マウンテンバイクコース		無料
マレットゴルフ	市民1人 1ラウンド	中学生以上 100円 小学生 100円
	市民以外1人 1ラウンド	中学生以上 610円 小学生 100円
フィッシングパーク	餌釣り	1,010円
	ルアー1日	4,070円
	ルアー半日	3,050円
キャンピングカー 専用駐車サイト	1台1泊	3,050円
	日帰り1台	2,030円
オートキャンプ場(新規)	1台1泊	5,090円
アドベンチャーパーク(新規)	1人1回	3,050円
芝生大広場キャンプ(新規)	1人	中学生以上 610円 小学生 300円
		無料
番所屋内多目的広場(新規)		無料

- (7) 管理運営 指定管理者（共同体乗鞍時間）
- (8) 利用状況 30年度 12,340人、元年度 13,703人、2年度 9,245人

23 湯けむり館

入浴による観光の振興及び市民福祉の向上を図るために設置された日帰り温泉入浴施設です。老朽化による建て替え工事が行われ、平成25年度から供用開始となりました。

- (1) 位 置 松本市安曇 4306 番地 4
- (2) 敷地面積 7,233 m²
- (3) 延床面積 693.71 m²（建築面積 785.29 m²）
- (4) 構 造 木造平屋
- (5) 事 業 費 2億5,000万円
- (6) 工 期 平成24年9月14日～平成25年3月25日
- (7) 営業時間 午前9時30分～午後9時
- (8) 休 館 日 第3火曜日（火曜日が祝日の場合は翌日）
- (9) 施設内容
男女各浴室 63.48 m²
個室浴室 9.66 m²
レストラン 104.03 m²
- (10) 源 泉 名 湯川源泉
- (11) 泉 質 単純硫黄温泉
- (12) 使 用 料 大人 730円、小人 310円、回数券（大人・11枚綴）6,280円
- (13) 管理運営 指定管理者（株Blue Resort 乗鞍）
- (14) 利用状況 30年度 54,071人、元年度 50,913人、2年度 32,758人

24 上高地アルペンホテル

昭和 29 年に村営ホテルとして供用開始した上高地アルペンホテルは、河童橋、ウエストーン碑に隣接した宿泊施設です。平成 27 年度より木のぬくもりを全館に施し、利用者が快適に過ごせるようベッド室や段差のないユニバーサルルームの整備、ロビー等の改修工事を 3 期に分けて行い、平成 30 年 4 月にリニューアルオープンしました。令和元年度は、Wi-Fi を整備し、利便性の向上に努めました。

- (1) 位 置 松本市安曇 4469 番地 1
- (2) 敷地面積 3,529.88 m²
- (3) 延床面積 3,220.55 m² (建築面積 2,252 m²)
- (4) 構 造 RC 造 3 階建て (一部地下)
- (5) 事 業 費 3 億 9,760 万円
- (6) 工 期 平成 27 年 11 月 5 日～平成 30 年 4 月 25 日
- (7) 供用開始 平成 5 年 6 月 (昭和 29 年 7 月オープン、平成 5 年度改修、平成 30 年度リニューアルオープン)
- (8) 営業期間 4 月 23 日～11 月 15 日
- (9) 施設内容 ・和室 8 室 ・洋室 10 室 ・和洋室 5 室 ・ハイカーズベット 4 室
・会議室 ・売店 ・ロビー ・食堂
収容人員 135 名
- (10) 利用状況 30 年度 8,407 人、元年度 8,625 人、2 年度 4,284 人

25 上高地食堂

昭和 40 年に供用開始後、平成 16 年度に改修工事を実施し、平成 17 年度から新施設で供用を開始しました。上高地の観光の拠点となる上高地バスターミナルを兼ねた上高地観光センター内に開設されている施設です。令和元年度は、Wi-Fi 整備・キャッシュレス決済を導入し、利便性の向上に努めました。

- (1) 位 置 松本市安曇 4468 番地
- (2) 敷地面積 1,154.07 m²
- (3) 延床面積 444.91 m²
- (4) 構 造 鉄骨造 2 階建て
- (5) 事 業 費 2 億 800 万円
- (6) 供用開始 平成 17 年 (昭和 40 年にオープン、平成 17 年度から新施設で供用開始)
- (7) 営業期間 4 月 17 日～11 月 15 日 (午前 6 時～午後 4 時)
(繁忙期 7 月 13 日～8 月末日 (午前 5 時 30 分～午後 5 時))
- (8) 施設内容 ・食堂 ・売店
収容人員 100 名
- (9) 利用状況 30 年度 119,459 人、元年度 118,664 人、2 年度 39,642 人

26 徳沢ロッヂ

昭和 31 年に村が購入し、「徳沢山荘」として供用開始後、奥上高地を訪れる観光客や、登山客に親しまれている歴史ある宿泊施設です。平成 27 年度には、耐震補強・松本民芸家具を使用したラウンジや入

浴施設を充実させる等の改修工事を実施し、平成 28 年 4 月にリニューアルオープンしました。

- (1) 位 置 松本市安曇 4470 番地
- (2) 敷地面積 1,618.04 m² (国有地)
- (3) 延床面積 818.97 m² (建築面積 573 m²)
- (4) 構 造 鉄骨造 2 階建て
- (5) 事 業 費 9,660 万円
- (6) 供用開始 昭和 54 年
- (7) 営業期間 4 月 26 日～11 月 4 日
- (8) 施設内容 ・和室 3 室 ・洋室 4 室 ・相部屋 5 室
収容人員 80 名
- (9) 利用状況 30 年度 4,537 人、元年度 4,663 人、2 年度 2,058 人

27 焼岳小屋

南北に長野と岐阜の県境に沿い西穂高岳から焼岳へ至る縦走路と、東方の上高地からのルート、西方は奥飛騨温泉郷（岐阜県高山市）からのルートが交差する、標高 2,090m の山域の交通の要所に立地する焼岳山域唯一の山小屋であり、登山者の宿泊及び立ち寄り場所、また、遭難防止や救助などにおいて重要な役割を担う施設です。

- (1) 位 置 高山市奥飛騨温泉郷字外ノ谷中尾 4 番地国有林 186 ホ林小班
- (2) 敷地面積 310 m² (国有地)
- (3) 延床面積 65 m² (建築面積 46 m²)
- (4) 構 造 木造 2 階建て
- (5) 事 業 費 570 万円
- (6) 供用開始 昭和 43 年
- (7) 営業期間 6 月 15 日～10 月 20 日
- (8) 施設内容 ・和室 1 室 ・売店
収容人員 25 名
- (9) 利用状況 30 年度 777 人、元年度 697 人、2 年度 263 人

28 アクティブプラザ・アルプスの郷

安曇エリアへ訪れる観光客等に対する観光情報の提供や、地場産品等を加工・販売する施設です。商工業、観光振興の推進母体である松本商工会議所安曇支所と観光案内所の事務所を併設しています。

- (1) 位 置 松本市安曇 209 番地 1
- (2) 敷地面積 3,536.97 m²
- (3) 延床面積 1,339.68 m²
- (4) 構 造 鉄骨造 地下 1 階地上 2 階
- (5) 施設内容 ・地下 多目的集会場
・1 階 観光案内所（一般社団法人松本市アルプス山岳郷）、
地場産品販売展示コーナー、食堂

- ・2階 商工会館（松本商工会議所安曇支所）
- (6) 事業費 4億7,037万円
- (7) 工期 平成9年6月20日～平成10年3月25日
- (8) 供用開始 平成10年4月1日（令和3年4月 食堂及び売店営業再開）
- (9) 施設使用者
 - ・事務所 一般社団法人 松本市アルプス山岳郷
 - ・便益施設 株式会社 王滝（食堂並びに売店経営者）

29 白骨温泉公共野天風呂

白骨温泉を訪れる観光客等に、温泉を提供する施設です。

白骨温泉の湯川の河原に設けられた公共の野天風呂は、石置屋根の素朴な雰囲気野天風呂で、毎年多くの観光客に利用されています。

- (1) 位置 松本市安曇 4197 番地 4
- (2) 敷地面積 220.40 m²
- (3) 床面積 54.28 m²
- (4) 建築面積 94.42 m²
- (5) 構造 切妻板葺き（石置屋根）
- (6) 事業費 3,370 万円
- (7) 工期 平成5年9月8日～平成6年5月20日
- (8) 供用開始 平成6年7月1日
- (9) 使用料 大人520円、小人310円
- (10) 施設管理 直営（一部委託：白骨温泉公共野天風呂 湯守の会）
- (11) 営業時間 午前10時～午後4時
- (12) 営業期間 4月下旬～11月上旬
- (13) 利用状況 30年度 0人、元年度 12,081人、2年度 6,803人
（湯川対岸の隧通し崩落防止対策工事のため、28年度から30年度まで休業）

30 長野県乗鞍自然保護センター

乗鞍高原を訪れる観光客等に、乗鞍高原の動植物や文化、地理をわかりやすく解説している施設です。自然保護の普及・啓発を目的として長野県が建設し、松本市が委託を受け、管理運営を行っています。

- (1) 位置 松本市安曇 4306 番地 5
- (2) 構造 鉄筋コンクリート造平屋建て
- (3) 施設内容 展示室、管理人室、レクチャールーム、事務室、工作室
- (4) 建物面積 延床面積 995.39 m²
- (5) 開館期間 4月16日～11月16日
- (6) 開館時間 午前9時～午後5時
- (7) 休館日 水曜日
- (8) 利用料 無料
- (9) 利用状況 30年度 8,602人、元年度 9,024人、2年度 4,736人

31 野麦峠スキー場

野麦峠スキー場は、地域の活性化や雇用の創出、市民のウィンタースポーツの振興を図るための施設です。

スキー場は、鉢盛山麓の奈川地区内西向き斜面に縦長にレイアウトされ、ゲレンデは標高 1,400m から 2,130m に位置し、2本の高速リフトにより標高差約 700m の山頂まで 11 分で到着できます。山頂からのコース全長は 4,000m あり、間近に見える乗鞍岳、穂高連峰や御嶽山、遠くに加賀白山を望みながらの滑降は、初心者から上級者まで楽しませてくれる変化に富んだゲレンデです。

- (1) 位置 松本市奈川 1173 番地 1
- (2) 面積 スキー場 80ha (ゲレンデ面積 40ha)
12 コース (コース平均斜度 19.5 度)、全長 4,000m、標高差 730m
- (3) 索道
 - ア 第 1 ペアリフト 640.15m (2 人乗り)
 - イ 第 5 ペアリフト 300.27m (2 人乗り)
 - ウ 第 7 高速クワッドリフト (スカイライナー) 1,579.91m (4 人乗り)
 - エ 第 8 高速ペアリフト (スカイラビット) 1,066.25m (2 人乗り)
- (4) 付帯施設
 - ア 駐車場 約 1,400 台
 - イ スキーセンター 管理事務所・チケット売り場・無料休憩所・広間・レンタルスキー・スキー学校・スノーマシン待機室・更衣室・パトロール室
 - ウ スノーマシン施設 4 系統 (固定式 19 台、自走式 6 台)
- (5) 利用状況 30 年度 26,885 人、元年度 27,724 人、2 年度 25,523 人
- (6) 供用開始 昭和 56 年 12 月
- (7) 営業期間 12 月中旬～3 月末
- (8) 営業時間 午前 8 時 30 分～午後 4 時
- (9) 使用料 (リフト料)

種 別	シーズン券	1 日券	4 時間券	1 回券
大 人	26,000 円	4,000 円	2,500 円	300 円
小 人	12,000 円	2,000 円	1,000 円	200 円
シニア	26,000 円	3,500 円	2,500 円	300 円

※松本市民等割引を実施 1 日券大人 2,800 円、子ども 500 円

- (10) 管理運営 指定管理者 (株) 岳都リゾート開発

32 奈川高ソメキャンプ場

市民等の福祉の増進と森林の多目的機能の向上を図るために設置されたキャンプ場です。

- (1) 位置 松本市奈川 2212 番地 16
- (2) 敷地面積 80,150 m² (内、釣り池 7,622 m²)
- (3) 事業費 1 億 5,266 万円

- (4) 供用開始 昭和 63 年 4 月
- (5) 開場期間 4 月第 2 土曜日から 11 月第 3 日曜日
- (6) 施設内容 オートキャンプ場、デイキャンプ、バンガロー、ログハウス(6 畳、8 畳)、釣り池
- (7) 利用状況 30 年度 10,322 人、元年度 11,419 人、2 年度 5,712 人
- (8) 管理運営 指定管理者(一般財団法人奈川振興公社)
- (9) 使用料

区 分		利用単位	金 額	
入場料		1 人	200 円	
施設等	オートキャンプ場	1 人 1 泊	中学生以上	1,570 円
			小学生以下	520 円
	デイキャンプ	1 サイト	1,040 円	
	バンガロー	1 棟 1 泊	5,760 円	
	ログハウス(6 畳タイプ)	1 棟 1 泊	6,800 円	
	ログハウス(8 畳タイプ)	1 棟 1 泊	8,380 円	
	釣り池	1 時間	中学生以上	410 円
			小学生以下	200 円

33 奈川ウッディ・もっく

市民等の福祉の増進と森林の多目的機能の向上を図るために設置された観光施設です。

- (1) 位 置 松本市奈川 1044 番地 344
- (2) 敷地面積 5,945 m² (駐車場含む。)
- (3) 構 造 本館：木造平屋、宿泊棟：木造 2 階建て
- (4) 事 業 費 3 億 4,586 万円
- (5) 供用開始 平成元年 4 月
- (6) 開場期間 通年
- (7) 施設内容 本館(イベントホール、準備室、展示室、休養室、浴室)、宿泊室、ログキャビン、マレットゴルフ場
- (8) 管理運営 指定管理者(一般財団法人奈川振興公社)
- (9) 利用状況 30 年度 17,824 人、元年度 15,503 人、2 年度 11,639 人
- (10) 使用料

ア 本館

区 分	午 前	午 後	午前～午後	夜 間
	8:00～12:00	12:00～17:00	8:00～17:00	17:00～21:00
イベントホール	2,740 円	2,740 円	5,500 円	3,300 円
準備室	540 円	540 円	1,100 円	660 円
展示室	880 円	880 円	1,760 円	1,100 円
休養室	2,200 円	2,200 円	4,400 円	2,640 円
全館	3,300 円	3,300 円	6,600 円	3,960 円

イ その他

区 分	利用単位	金 額
浴室		中学生以上 410 円
		小学生以下 310 円
宿泊室	1 人 1 泊	8,380 円
ログキャビン	1 棟 1 泊	18,700 円
マレットゴルフ場(18 ホール)	1 人 1 ラウンド	310 円

34 野麦峠オートキャンプ場

市民等の福祉の増進と森林の多目的機能の向上を図るために設置されたキャンプ場です。

- (1) 位 置 松本市奈川 29 番地 1
- (2) 敷地面積 32,589 m²
- (3) 事業費 2 億 4,474 万円
- (4) 供用開始 平成 9 年
- (5) 開場期間 4 月第 2 土曜日から 11 月第 3 日曜日
- (6) 施設内容 オートキャンプ場、コテージ
- (7) 管理運営 指定管理者（株式会社ふるさと奈川）
- (8) 利用状況 30 年度 2,042 人、元年度 1,821 人、2 年度 834 人
- (9) 使用料

オートキャンプ場

区 分	利用単位	金 額
入場料	1 人	100 円
施 設	区画サイト	1 サイト 1 泊 3,870 円
	コテージ(5 人用)	1 棟 1 泊 11,000 円
	バリアフリーコテージ(7 人用)	1 棟 1 泊 20,950 円

35 乗鞍観光センター

地域住民の生活文化の向上と観光事業の振興に寄与するために設置された観光センターです。

- (1) 位 置 松本市安曇 4306 番地 5
- (2) 敷地面積 1,551.00 m²
- (3) 事業費 2 億 8,184 万円
- (4) 供用開始 昭和 61 年 12 月
- (5) 開場期間 通年
- (6) 施設内容 観光案内所、小会議室、中会議室、イベントホール等
- (7) 管理運営 指定管理者（株Blue Resort 乗鞍）
- (8) 使用料（市民利用の場合）

区 分	午 前	午 後	夜 間	午前～午後	全 日
	8:00～ 12:00	12:00～17:00	17:00～22:00	8:00～17:00	8:00～22:00
小会議室	1,570 円	1,570 円	3,140 円	2,820 円	4,710 円
中会議室	3,140 円	3,140 円	6,390 円	5,760 円	9,530 円
イベントホール	9,530 円	9,530 円	13,400 円	17,280 円	24,930 円
全 館	12,780 円	12,780 円	17,910 円	23,040 円	33,310 円

36 第 9 回岳都・松本「山岳フォーラム」

山岳環境の保護や山岳文化の継承と安全な登山の啓発、登山や山岳高地環境での健康づくり、全世代への登山の振興、さらに山岳利用の次世代への継続、国民の祝日「山の日」の意義を周知する等、岳都・松本から広く発信することを目的としています。

令和 2 年度は、～コロナ禍と山の未来を考える～をテーマに、山に関わる誰もが経験したことの無い未曾有の事態に直面した 1 年を経て、山や自然の持つ魅力、自然環境の保全や課題などを共有しつつ、コロナ禍の経験を未来に繋げ、活かしていく目的で開催しました。

(1) 主 催 岳都・松本「山岳フォーラム」実行委員会

(2) 開催日 令和 3 年 3 月 21 日 (日)

(3) 会 場 信毎メディアガーデン

(4) 内 容

ア ステージプログラム

(ア) 特別講演 「未知と困難への挑戦」

平出 和也氏

(イ) トークセッション第 1 部「新型コロナウイルス感染症と山小屋」

川崎 深雪氏、小林 千穂氏、穂苺 大輔氏、鈴木 啓助氏

(ウ) トークセッション第 2 部「世界に冠たる山岳観光リゾートを目指して」

安東 一郎氏、藤澤 高穂氏、森川 政人氏、臥雲市長

(エ) 山岳映像上映「ワンダーマウンテンズ 3」

イ 展示・販売ブース

(ア) 山岳写真展示

(イ) アウトドア用品展示

(ウ) ワークショップ

a VR で楽しむ山のアクティビティ

b クロマキー合成写真体験

c 出張！塩尻市図書館

d 里山ワークショップ（薪割り体験、フラワーアレンジメント）

(エ) オリジナル「山バッチ」販売

(オ) 自慢の山ごはん投稿写真集配布

(5) 山ゼミ

ア 概要

山の自然や文化、登山に役立つ知識等を学びたい方を対象とした講座を、毎回テーマを設けて開催するものです。令和2年度は、自然体験の講座を中心に組み4講座を企画しましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため2講座が中止になりました。

イ 講座内容

(ア) 第1回「～人と自然、自分自身の心と体をつなぐ～山ヨガ&マインドフルネス in 上高地」

講 師：名小路 麻実子氏（ヨガインストラクター）

開催日：9月27日（日）参加者5名（悪天候で8名がキャンセル）

(イ) 第2回「信州・雪山の天気講座」

講 師：猪熊 隆之氏（気象予報士、(株)ヤマテン）

開催日：12月6日（日）会場受講者40名（実績31名）

オンライン受講者 110名（実績59名）

37 「山の日」四方山祭り in 上高地

第1回「山の日」記念全国大会の理念を継承するため、祝日「山の日」に、上高地において「山の日」四方山祭り in 上高地を開催し、観光客や登山者に対して、全国大会の第1回目開催地が上高地であることや大会理念の浸透、また、山岳に関する課題等の周知を図りました。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策を考慮し、例年行っている音楽祭やブース出展等、人が集まる内容を中止し、既存施設等を利用した展示等を中心に、山の日や自然保護、安全登山などの啓発を行いました。

(1) 主 催 環境省、林野庁、国土交通省、長野県、松本市、(一財)全国山の日協議会、上高地町会

(2) 開催日 令和2年8月8日（土）～8月16日（日）

※「山の日」を中心とした1週間程度を「山の日ウィーク」として開催

(3) 会 場 上高地

(4) 内 容 パネル展示、パンフレット・ノベルティの配付

38 上高地対策事業

(1) 目 標

上高地において、自然環境や景観の保全を図りつつ河床上昇対策や適切な管理用道路整備等に取り組むことにより、将来にわたり全ての利用者が、安心・安全に訪れることができる山岳観光地の形成を図ります。

(2) 主な経過

平成25年 12月 「上高地の当面の課題に関する松本市の対応方針」を策定

平成26年 7月 環境省を主体とした上高地に関係する行政機関及び団体による「中部山岳国立公園上高地連絡協議会」が、「上高地ビジョン2014」を策定

9月 国土交通省松本砂防事務所が、土砂移動のモニタリング調査を開始

平成 27 年	3 月	「松本市上高地対策短期・中長期計画」を策定
平成 28 年度		徳沢から横尾地区への管理用道路等インフラ整備に係る調査として、地形測量、協議資料作成等を実施
平成 29 年	7 月	管理用道路整備に係る環境基礎調査の実施、予備設計に着手
	11 月	林野庁が所管する既存の仮設道（治山作業路）の維持管理について、文化庁の許可及び林野庁の土地貸付を受け、市が主体となった維持管理に移行
平成 30 年	2 月	松本市域行政機関連絡会議において、管理用道路の設置位置について、複数ルート案を関係行政機関に提示
	10 月	管理用道路検討プロセスを関係機関が了承 関係機関の実務担当者による河床上昇対策の検討会議を開催
令和元年度		関係機関から管理用道路整備方針が了承され、各種法令に基づく許可申請に向け協議を実施
令和 2 年度		松本市特別名勝及び特別天然記念物上高地保存管理協議会が管理用道路整備計画を承認

(3) 今後の取組み

ア 管理用道路及び上高地電力供給施設の整備について、関係機関との協議及び財源確保の検討を進めます。

イ 河床上昇対策について、自然環境保護との両立に留意し、関係機関調整の円滑化を図ります。